

公 示 日 : 2021 年 6 月 2 日

調達管理番号 : 21a00304

国 名 : アンゴラ

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : アンゴラ国農業政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 農業政策アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月下旬から 2022 年 8 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 8.00M/M、国内 1.00M/M、合計 9.00M/M
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 4 日
- ・ 第 2 次 現地業務 60 日、国内整理 4 日
- ・ 第 3 次 現地業務 60 日、国内整理 2 日
- ・ 第 4 次 現地業務 60 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務開始時期を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 36% を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う

1) 2021 年度末 (2022 年 2 月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 23 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 7 月 6 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	農業・農村開発セクターにおける各種業務
対象国／類似地域	アンゴラ／全途上国
語学の種類	英語 (ポルトガル語もできることがのぞましい)

必要があります。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要となります）

6. 業務の背景

アンゴラ共和国は、1975年独立以来の長期にわたる内戦により経済は極度に疲弊したが、鉱物資源に恵まれている国であり、近年は安定した経済成長を維持している。しかし、輸出の95%（2017年／IMF）を石油が占め、その結果、アンゴラの歳入の64%が石油に依存する。この石油依存のモノカルチャー経済であるアンゴラ経済は、国際的な原油取引価格の変動に対して脆弱であり、そのため非石油部門の開発が重要となっている。アンゴラの国家開発戦略である「アンゴラ長期戦略 2025 (Estratégia de Longo Prazo Angola 2025 : ELP2025)」では、非石油部門の中でも農業開発を推進することとしている。

アンゴラの農業セクターの対GDP比率は石油部門に次ぎ、約12.2%（2018年／アフリカ開発銀行）を占めている。ただし、2000年代前半まで続いた内戦により農業生産力は低下、特に国内で消費される穀物の自給率に大きな課題を抱えている（自給率55%／2013年試算値、農林水産省）。アンゴラでは、米が主食の一つとして、キャッサバ、メイズに次いで食されるようになってきているが、米の国内生産量は4.5万トンであるのに対し、輸入量は44.0万トン（2015／USDA）と、90%以上を輸入米に依存している。この原因として、国内のコメ需要の増加も主要な要因であるものの、そもそも前述の内戦後の農業復興の遅れに加え、農業分野全般における知識・技術の圧倒的な不足が挙げられる。かかる状況から農業分野の人材育成、農業振興を支える農業技術開発、普及強化が喫緊の課題となっている。こうした背景の下、アンゴラ政府から稲作振興（技術開発、技術普及等）を目的とした技術プロジェクトが要請され、JICAは2013年8月から2019年4月まで「アンゴラ国稲作開発プロジェクト」を実施してきた。

この技術協力プロジェクトにおいては、対象2州（Huambo州、Bie州）における稲作調査報告書のとりまとめ、推奨品種の特定、種子生産コミッティ設立、小規模農家が実施可能な稲作技術パッケージの開発、および同パッケージに基づく研修を実施してきた。併せて、アフリカ開発会議（TICAD）で発表された「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development、以下「CARD）」で推進している各国別稲作振興戦略（National Rice Development Strategy、以下「NRDS）」の主要項目（テンプレート）を踏襲し、アンゴラにおけるNRDSの策定を支援した。（アンゴラはCARDフェーズ2への加盟を予定

している)

なお、「アンゴラ稲作開発プロジェクト」の実施期間中である 2018 年に策定された国家開発計画（2018-2022）において、コメはメイズやキャッサバとともに最重要作物とされている。アンゴラ農業漁業省（Ministério da Agricultura e Pescas、以下「MINAGRIP」）は、農業研究院（Instituto de Investigação Agronomica、以下「IIA」）における稲作ユニットを設置し、農業開発院（Instituto de Desenvolvimento Agrário、以下 IDA）では近隣国からの稲種子の輸入し、農家への配布等を通じたコメ生産強化を図っている。加えて、この国家開発計画と同じく 2018 年農業セクター開発計画（2018-2022）が策定されているが、この策定の過程で、国内の稲作セクターの現状及び NRDS の重要性が JICA「アンゴラ稲作プロジェクト」と MINAGRIP との間で共有され、結果としてコメの輸入削減と食料安全保障・貧困対策の強化のため、アンゴラ国内における稲作開発の必要性が政策決定者の間で認知されるに至った。また、同プロジェクト終了後、MINAGRIP はプロジェクトの成果を活用し、対象 2 州に加え東部の Moxico 州、Lunda-sul 州での試験栽培等の展開を開始している。

こうした国家計画の策定、および「アンゴラ稲作開発プロジェクト」の実施を受け、MINAGRIP より、引き続き日本による稲作振興に係る支援の継続のため、「アンゴラ稲作プロジェクト」の成果を活かしたアンゴラ農業政策の策定支援、コメを含む主要穀物の市場進出戦略検討および、NRDS と関連プログラムに関する MINAGRIP の策定・実施能力の強化を行う農業政策アドバイザーの派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、アンゴラの農業セクターの情報を収集・整理・分析し、アンゴラ政府関係機関に政策助言を行うことにより、カウンターパートの政策実施能力を強化する。特に、2019 年に終了した「稲作開発プロジェクト」などの我が国がこれまでに実施してきた支援を踏まえ JICA の今後の農業分野における協力の方向性を検討・提案・助言し、具体的な協力案件の形成に向け MINAGRIP および関係機関の能力強化を実施する。

具体的な業務内容は以下の通り。

（1）国内準備期間（2021 年 7 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、アンゴラ政府作成の関連報告書、政策文書（国家稲開発戦略：NRDS 含む）等を参照し、アンゴラの農業・稲作開発、その他主要生産物に関する施策および現状を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びアンゴラ事務所と連絡・調整の上、現地における業

務内容を整理する。

- ③ ワークプラン（英文・葡文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、アンゴラ事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2021年8月上旬～10月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプランを説明・提出し、承認を得る。
- ② MINAGRIP、IIA、IDA、種子認証機関（Serviço Nacional de Sementes、以下 SENSE）等農業政策に係るアンゴラ政府関係機関の組織体制（人員・業務所掌・予算・活動計画）および実施能力を確認し、一覧として整理する。
- ③ 農業セクターの基礎情報を整理するため、MINAGRIP、IIA、IDA、SENSE 等アンゴラ政府関係機関、NGO、民間セクター、農業従事者等の農業関係者との協議や現地調査を実施し、課題とニーズを抽出・分析する。
- ④ C/P と共にコメ、綿花、大豆等の主要作物の市場動向を調査し、それに基づく市場進出戦略の策定を支援する。
- ⑤ 他ドナーとの積極的な情報交換を通し、今後の協力量針の検討にあたりデマケーション、および連携案についても C/P 機関の検討を支援する。優先セクターの一つに農業分野を挙げている国際金融公社、アフリカ開発銀行、世界銀行、EU、による農業の商業化・バリューチェーン構築、世界銀行によるメイズの増産支援、およびフランス開発庁、国際連合食料農業機関 FAO の活動に係る最新動向を把握する。
- ⑥ 技術協力事業及び関連事業の円滑な形成に向けて、以下の支援活動を行う。
 - ・ 我が国とアンゴラとの間で実施が予定される政策協議・実務者協議に政策アドバイザーとして出席し、MINNAGRIF に対して我が国の援助方針の理解が促進されるよう助言・提言を行う。
 - ・ MINAGRIP および関連機関から要請のあった案件に関して、必要に応じて追加情報を収集・提供し、実施体制整備の観点および技術的観点より助言を行う。
- ⑦ 業務の円滑な実施と他セクター連携可能性検討のため、JICA が実施する他セクターの技術協力関係者、専門家等と積極的に意見交換を行い、他セクターの動向を把握し、マルチセクトラルな活動可能性を検討する。
- ⑧ NRDS に関する関係組織間の定期的な会合の開催および会合における協議を引き続き促進するとともに、予算案の策定および然るべき体制の整備と運営に係る助言を行う。また、会合の進捗状況に応じ、MINAGRIP

および関係機関からなる NRDS 推進メンバーの自律的な施策実施促進に向けた支援策の検討を行う。

- ⑨ 「稲作開発プロジェクト」の対象州である Huambo 州、Bie 州の現地視察を通して同プロジェクト成果の現状と課題を MINAGRIP とともに調査・分析する。また、MINAGRIP がプロジェクト成果を普及しようとしている東部地域の Moxico 州、Lunda-Sul 州については、州局における関連施策の実施体制（州局員および稲作普及員の数、管理体制等）について調査・分析し、体制の構築および維持に必要な研修等を含むアクションプランを、NRDS 推進メンバーとの共同作業により策定する。作業に際しては、分析結果の説明および助言を行う等の実行支援を行う。
- ⑩ 我が国の民間企業のアンゴラへの事業進出にかかる必要な情報（法人登録制度、税金等）を収集、整理する。
- ⑪ MINAGRIP 関係者の招聘計画への助言を行う。（C/P 打合せによる要望洗い出し、確認、およびアンゴラ事務所・本部との協議）
- ⑫ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文・葡文）を作成し、C/P 機関及び JICA アンゴラ事務所に提出し、報告する。

（3）第 1 次国内整理期間（2021 年 10 月中旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文・葡文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。政府関係機関の組織体制、方針等の最新状況の調査結果を含めて報告し、ワークプランの見直しについて JICA 経済開発部と協議の上で決定し、提出する。

尚、（2）⑪の MINAGRIP 関係者の招聘に係る検討結果を基に、来日時対応案を報告書に含めて提出する。

（4）第 2 次現地派遣期間（2021 年 10 月下旬～12 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② （2）③、④の業務を継続して実施し、MINAGRIP および関係機関へ現地課題分析結果を報告し、市場進出戦略提案については先方と協議する。
- ③ （2）⑤の業務を継続して実施するとともに、分析結果と（4）②の協議結果に基づき優先課題の抽出とプロジェクト形成案について取りまとめ、JICA アンゴラ事務所へ提案する。
- ④ 具体的な JICA 技術協力事業案、他ドナーとの連携についてとりまとめ、JICA アンゴラ事務所と協議を実施する。
- ⑤ （2）⑥の業務の継続とともに、新規案件の形成に向けて必要に応じて

ステークホルダーを集めた意見交換の実施を支援し、MINAGRIP 及び関係機関に対し、要請書作成のための情報提供を行う。

- ⑥ (2) ⑧、⑨を継続して推進し、検討した稲作振興に係る方策に沿ったフォローアップ協力案を検討・助言する。JICA 事業の活用、他ドナーのプロジェクトの巻き込み等の検討に際しては、関係機関との連携・調整体制が整備されるよう支援を行う。
- ⑦ アンゴラ農業・農村開発セクターにおける民間事業者、研究機関、大学、NGO 等の活動、取り組みを視察し、優良事例、課題等の情報を整理する。また、民間企業関係者訪問時には(2) ⑩にて整理した情報の提供と、積極的に意見交換、助言を行うとともに、MINAGRIP 及び関係機関との調整支援を行う。また、民間連携スキームの利用に向けた民間企業関係者がある場合には具体的な調査協力や、事業計画策定に向けた連携および実施体制の検討が促進されるよう助言および支援を行う。
- ⑧ 現地業務完了に際し、第 2 次現地業務結果報告書(和文・英文・葡文)を作成し、C/P 機関及び JICA アンゴラ事務所に提出し、報告する。

(5) 第 2 次国内整理期間(2022 年 1 月中旬)

第 2 次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文・葡文)を JICA 経済開発部に提出し、派遣期間の業務達成状況を報告する。報告書には調査結果として技術協力事業案、および他ドナー連携案を含め、検討推進にあたっての留意点、追加調査が必要な事項等を取りまとめる。また、ワークプランの見直しについて JICA 経済開発部と協議の上で決定し、提出する。

(6) 第 3 次現地派遣期間(2022 年 2 月上旬～4 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、MINAGRIP にワークプランを説明・提出し、承認を得る。
- ② (2) ⑦のフォローアップとして、JICA 既存案件関係者との進捗確認のための会合を開催する。
- ③ (4) ③における分析、優先分野の選定結果および調整結果に基づき、必要に応じて追加調査実施を支援する。
- ④ (4) ⑥の業務を継続して実施し、検討結果を NRDS 関係組織間へ報告するとともに、次年度に実施すべきフォローアップ案について協議し、優先順位や実施方法についての関係機関の方針および意見を取りまとめる。
- ⑤ (4) ⑦の業務を継続して実施する。また、収集・整理した民間企業、研究機関、大学、NGO 等の活動に関しては、適宜更新するとともに、

- 訪問および協力依頼のあった民間企業関係者情報についても整理する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、第3次現地業務結果報告書（和文・英文・葡文）をC/P機関及びJICAアンゴラ事務所に提出し、報告する。

(7) 第3次国内整理期間（2022年4月中旬）

第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文・葡文）をJICA経済開発部に提出し、派遣期間の業務達成状況を報告するとともに、ワークプランの見直しについてJICA経済開発部と協議の上で決定し、提出する。

(8) 第4次現地派遣期間（2022年5月上旬～7月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAアンゴラ事務所、C/P機関にワークプランを説明・提出し、承認を得る。
- ② (6)④の業務を継続し、要すれば稲作開発プロジェクトの次年度以降のフォローアップ案について現地ステークホルダーへの理解促進および議論のためのワークショップをMINAGRIPと開催する。
- ③ (6)⑤の業務を継続して実施する。第1次～第4次現地業務期間を通して把握した民間企業、研究機関、大学、NGO等の活動状況については、企業、機関ごとに整理する。
- ④ 現地業務完了に際し、第4次現地業務結果報告書（和文・英文・葡文）をC/P機関及びJICAアンゴラ事務所に提出し、報告する。

(9) 帰国後国内整理期間（2022年7月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文2部（JICA経済開発部、JICAアンゴラ事務所）

葡文3部（JICA経済開発部、JICAアンゴラ事務所、C/P機関）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び葡文。提出部数は以下のとおり。

和文2部（JICA経済開発部、JICAアンゴラ事務所）

英文2部（JICA経済開発部、JICAアンゴラ事務所）

葡文3部（JICA経済開発部、JICAアンゴラ事務所、C/P機関）

ただし、第4次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3）専門家業務完了報告書（和文3部）

2022年7月15日までに提出。現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びアンゴラ事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

東京⇒ドバイ⇒ルアンダ⇒ドバイ⇒東京（エミレーツ航空）

東京⇒香港・ヨハネスブルグ⇒ルアンダ⇒香港・ヨハネスブルグ⇒東京（南アフリカ航空）

なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

（2）特別宿泊料単価

ルアンダについては宿泊料特別単価 27,300 円が認められます。

（3）出入国時のコロナ対応

公示時点で出入国前 72 時間以内の PCR 陰性証明書、及びオンラインフォームの入力により出入国可能となっています。

また、入国後 7 日間の隔離が義務付けられており、7 日目以降の PCR 陰性証明書を以て隔離解除となります。なお、この隔離期間は現地業務期間には含まれません。出入国前および 7 日目以降の PCR 検査費用は支払い対象となります。

帰国後は日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

見積書には PCR 検査代及び隔離期間の待機費用等の積算は不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、渡航回数、および現地 M/M と国内 M/M の合計は、2. 契約予定期間等に記

載の現地 MM と国内 MM の合計を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：あり（英語⇄葡語）

オ) 翻訳：あり（英語⇄葡語）

カ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

キ) 執務スペースの提供：MINAGRIP 内における執務スペース提供予定

(2) 参考資料

① ウェブ公開資料

ア) アンゴラ国 稲作開発プロジェクト事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000041464>

イ) アンゴラ共和国 稲作開発プロジェクト中間レビュー調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=1000031718>

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(2) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を

求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上